

令和元年10月4日(金)  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、南波建設株式会社（所在地 群馬県吾妻郡東吾妻町）に対して、指名停止措置を行いました。  
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ  
竹芝記者クラブ

横浜海事記者クラブ  
神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

アセ マサノ

鮎瀬 正和（内線2511）

○総務部契約課建設専門官

ヤギ ルミ

柳 留美子（内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
南波建設株式会社	群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町452

### 2. 指名停止措置期間

令和元年10月4日から令和元年11月3日まで（1ヶ月）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者の前代表取締役は、平成31年4月7日投開票の群馬県議選において、選挙運動の報酬として、4月9、10日頃、運動員に現金やようかんを渡そうとしたなどとして、令和元年7月22日公職選挙法違反（事後買収、買収申し込み）の罪で前橋地裁に在宅起訴された。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の前代表取締役が、公職選挙法違反（事後買収、買収申し込み）の罪で前橋地裁に在宅起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

#### <指名停止等の措置要領別表第2第16号>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内